

令和7年度予防行政のあり方に関する検討会
 高度・専門的業務における広域連携に関する検討について
 中間とりまとめ（案）

<目次>

I. 検討の目的・体制等	1
1. 背景と目的	1
2. 検討体制	2
3. 検討会等の開催状況	4
II. 予防業務における広域的な連携に係る主な検討経過について	5
1. 「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」（平成25年6月 消防審議会）	5
2. 「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」（平成28年2月 人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会）	5
3. 「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」（平成28年3月 火災予防の実効性向上作業チーム会議）	5
III. 高度・専門的業務の支援に係る消防庁の取組	8
1. 違反是正支援アドバイザー制度	8
2. 違反是正の推進に係る実務研修事業	8
3. 違反是正の推進に係る弁護士事業	9
4. 火災原因調査に係る取組	10
5. 危険物規制事務・石油コンビナート等事務に係る取組	10
IV. 予防業務における現状の考察	11
1. 消防本部規模別の予防技術資格者の充足率（過去との比較）	11
2. 消防本部規模別の専任予防要員1人あたりの防火対象物数	12
3. 火災調査鑑識機器の保有状況（指定都市・中核市）	13
4. 消防本部の声から見る予防業務の現状	13
V. 予防業務における課題の分析	14
1. 高度・専門的な予防業務の特徴	14
2. 各検討対象業務の傾向と分析	15
3. 統計データを踏まえた課題の分析	29
VI. 検討の方向性等	30
1. 消防庁の取組に関する現状の課題	30
2. 消防本部の取組事例	33
3. 新たな仕組みの検討	35
4. 今後の検討課題	36

I. 検討の目的・体制等

1. 背景と目的

消防庁では、小規模消防本部における、体制の確保や財政面での制約等の課題を踏まえ、消防の広域化を推進しているところである。令和6年の「消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の改正においては、連携・協力の類型を見直し、7つの類型を提示するなど、一層の消防力の強化に取り組んできている（図1）。

予防業務においては、基本指針に示す連携・協力のタイプの1つである「高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務」の推進のほか、違反是正や火災原因調査に係る支援制度を通して、事務の効率化等を図っているところであるが、現場の消防本部からは、予防業務に関する知識・技術に消防本部間の格差や、専門的知見を持つ人員の不足、人材育成の困難性など多くの課題が指摘されており、現行の連携・協力の枠組みを見直す必要性が高まっている。

こうした現状を踏まえ、消防本部間における広域的な連携・協力のあり方について、より具体的かつ実効性のある方策を検討したものである。

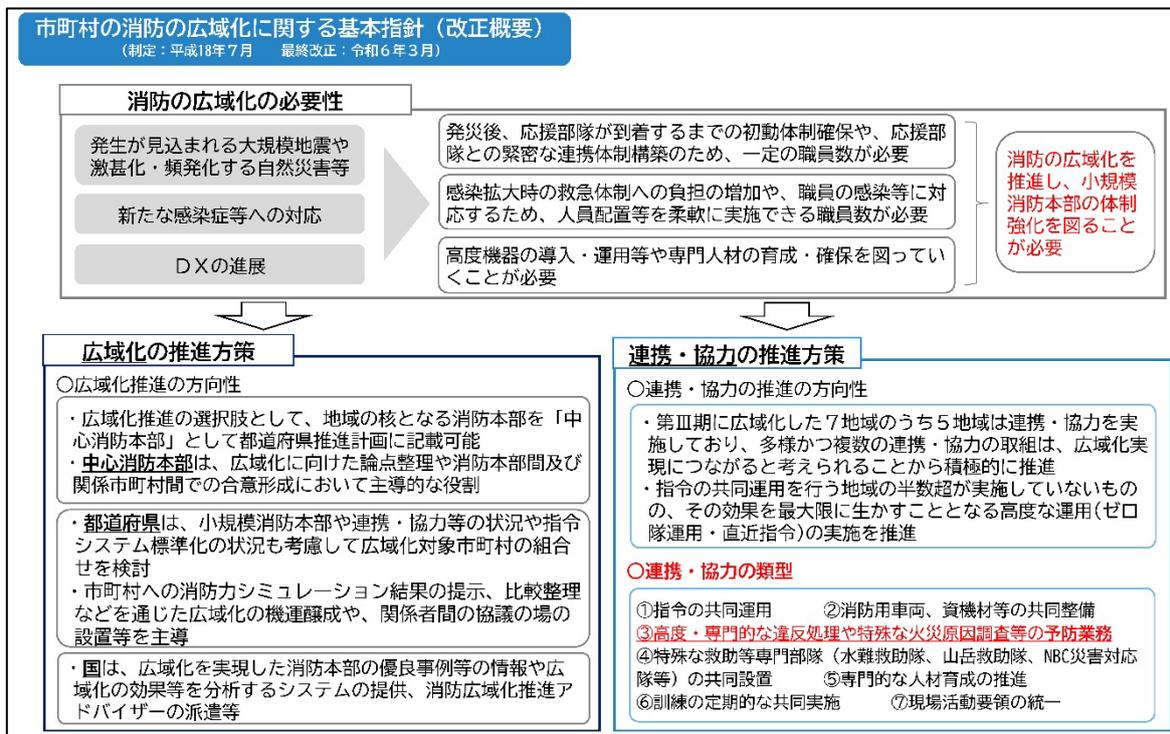


図1 基本指針の改正概要（令和6年）

2. 検討体制

「予防行政のあり方に関する検討会」及びその部会として、「火災予防の実効性向上検討部会」を開催し検討を行った。また、実務を担当する職員で構成される「火災予防の実効性向上専門部会」を開催し、実務面からの課題整理及び対応策の方向性について検討を行った。構成員は以下のとおり。

予防行政のあり方に関する検討会（敬称略・順不同）

役職	氏名	所属等
委員長	関澤 愛	NPO 法人日本防火技術者協会理事長
委員	上矢 恭子	公立諏訪東京理科大学工学部機械電気工学科准教授
委員	河村 真紀子	主婦連合会会長
委員	小林 恭一	危険物保安技術協会技術顧問
委員	佐野 友紀	早稲田大学人間科学学術院教授
委員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
委員	平田 京子	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授
委員	松島 均	日本大学生産工学部特任教授
委員	松山 賢	東京理科大学創域理工学研究科国際火災科学専攻教授
委員	村井 裕樹	日本福祉大学工学部工学科准教授
委員	森山 修治	日本大学非常勤講師
委員	吉田 悦教	千葉経済大学経済学部特任教授
委員	阿部 泰之	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会保全委員会専門委員
委員	有賀 徹	一般社団法人日本病院会救急・災害医療対策委員会委員長
委員	小林 由人	一般社団法人日本ホテル協会事務局長
委員	中島 智彦	全国興行生活衛生同業組合連合会事務局長
委員	流 友之	一般社団法人日本損害保険協会業務企画部長
委員	中原 修	一般社団法人日本ビルディング協会連合会政策委員
委員	蓮子 輝之	社会福祉法人全国社会福祉協議会総務部 全国災害福祉支援センター準備室長
委員	市橋 保彦	日本消防検定協会理事長
委員	西藤 公司	一般財団法人日本消防設備安全センター理事長
委員	伊勢村 修隆	東京消防庁予防部予防部長
委員	田村 公夫	千葉市消防局予防部予防部長
委員	山尾 幸司	大阪市消防局予防部予防部長
オブザーバー	内藤 浩由	消防庁消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官

火災予防の実効性向上検討部会（敬称略・順不同）

役職	氏名	所属等
座長	関澤 愛	NPO 法人日本防火技術者協会理事長
委員	木作 尚子	名古屋大学減災連携研究センター 特任准教授
委員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
委員	水野 雅之	東京理科大学大学院創域理工学研究科国際火災科学専攻教授
委員	森山 修治	日本大学非常勤講師
委員	河井 強	東京消防庁予防部防火管理課長
委員	神原 祥司	横浜市消防局予防部指導課長
委員	北野 貴之	千葉市消防局予防部予防課査察対策室長
委員	照屋 陽一	都道府県消防防災・危機管理部局長会予防部会長 (沖縄県知事公室消防防災対策課長)
委員	萩原 実	大阪市消防局予防部査察担当課長
委員	増沢 健	東京消防庁予防部査察課長
委員	松岡 信幸	盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長
委員	山田 正人	京都市消防局予防部予防課長
オブザーバー	全国消防長会	事業部
	一般財団法人	日本消防設備安全センター

火災予防の実効性向上専門部会（敬称略・順不同）

役職	氏名	所属等
委員	柿沼 謙作	札幌市消防局予防部査察規制課査察係長
委員	佐藤 順也	秋田市消防本部予防課予防担当主席主査
委員	久保 暁洋	東京消防庁予防部予防課予防係長
委員	武内 博之	京都市消防局予防部予防課査察係長
委員	東 麻美子	池田市消防本部予防課主幹
委員	橋本 泰臣	和歌山市消防局予防課査察班長
委員	岡 浩輝	鳥取西部広域行政管理組合消防局予防課 課長補佐兼査察指導担当課長補佐
委員	坂本 亮	八幡浜地区施設事務組合消防本部予防課課長補佐
委員	日隈 聖	福岡市消防局予防部査察課査察係長
委員	大神 崇敬	粕屋北部消防本部予防課長補佐

3. 検討会等の開催状況

各検討会等の開催状況は、以下のとおりである。

- (1) 「予防行政のあり方に関する検討会」の開催状況
 - 第1回会議 令和7年6月25日（水）
 - 第2回会議 令和8年3月●日（●）
- (2) 「火災予防の実効性向上検討部会」の開催状況
 - 第1回会議 令和7年7月31日（木）
 - 第2回会議 令和7年11月5日（水）
 - 第3回会議 令和8年2月12日（木）
- (3) 「火災予防の実効性向上専門部会」の開催状況
 - 第1回会議 令和7年10月15日（水）

II. 予防業務における広域的な連携に係る主な検討経過について

予防業務における広域的な連携について、消防審議会や検討会において近年検討が行われている。消防審議会等における主な提言内容は、以下のとおりである。

1. 「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」（平成 25 年 6 月 消防審議会）

「予防業務に関する広域的な対応としては、予防・警防業務間の連携を確保したうえで、一時的な業務量増加への対応や専門人材の確保等のために事務委託や消防本部間の職員派遣を行うことなどが考えられる。

また、各種審査や指導、措置命令、違反処理、火災原因調査等を的確に行うため、人材の確保・育成、業務対応能力の向上による予防業務の充実強化は、あわせて進めていくべきである。

（中略）

業務対応能力の向上に関する取組については、既に違反是正支援アドバイザー制度として、専門的知見を持つ者により実地教育を行う取組が行われているが、これに加え、消防本部間での事務委託の活用や一時的に業務量が増加する場合の職員派遣などにより、大規模消防本部及び国・県等を通じた広域的な補完、応援体制の整備を図ることが必要と考えられる。さらに、現場の実状や意見を踏まえつつ、措置命令や違反処理等を進めるための更なる仕組みや支援のあり方についても検討していくべきである。また、業務上必要な資機材の確保についても、同様に広域的な補完、応援体制を検討していくことが必要である。」

2. 「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」（平成 28 年 2 月 人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会）

「予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、職員派遣、相互応援協定、協議会や事務の代替執行などの仕組みを、各地域における予防業務の実情等に応じて活用することにより、広域的な圏域での連携・協力等を図っていく必要がある、さらに、圏域を超えた連携を行うことも考えられる。」

3. 「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」（平成 28 年 3 月 火災予防の実効性向上作業チーム会議）

「高度で専門的な知識等を必要とする違反処理業務については、近隣の消防本部での「職員の派遣」による協力体制の構築に向けた具体的な方策を検討するほか、各地域における予防業務の実情等に応じて「協議会」「事務の代替執行」等の活用可能性についても検討することにより、広域的な連携・協力を図っていくことが有効である。当面の対応としては、「職員の派遣」を活用して、「違反是正支援アドバイザー制度」等により派遣した大都市等の消防

本部の職員を派遣先の消防吏員に併任する等、派遣先消防本部においても立入検査や措置命令等の権限行使ができる仕組みを構築することが考えられる。今後、予防業務を含め、消防機関間の連携・協力等の推進が図られるものと考えられることから、違反処理に係る消防本部間の広域的な連携・協力においては、同検討会の議論を踏まえた消防本部の対応も念頭に置いた上で、各消防本部において具体的な運用を検討していくことが重要である。」

なお、本報告書において、複数の消防本部が連携して違反処理を行うための手法として示された地方自治法上の「職員の派遣（第 252 条の 17）」「協議会（第 252 条の 2 の 2）」「事務の代替執行（第 252 条の 16 の 2）」の概要を表 1-1～表 1-3 に示す。

表1-1 地方自治法上の制度活用のイメージ

職員の派遣	協議会	事務の代替執行
<ul style="list-style-type: none"> 大都市等の消防本部の職員を小規模消防本部の求めにより派遣し、小規模消防本部の消防吏員に併任する等により、当該職員が小規模消防本部の職員と連携して権限行使を行う。 小規模消防本部の職員を大都市等の消防本部に研修派遣し、大都市等の消防本部の消防吏員に併任する等により、権限行使の経験を積み、ノウハウを習得。 	<ul style="list-style-type: none"> 違反対象物に対する措置命令、告発等の業務を執行する主体として、都道府県等の単位で大都市等の消防本部を含む管理執行協議会を設置し、協議会が構成消防本部の消防長等の名において命令等の事務を執行。 	<ul style="list-style-type: none"> 大都市等の消防本部又は都道府県が、小規模消防本部管内の違反対象物に対して、小規模消防本部の消防長等の名において命令等の事務を代替執行。

表1-2 地方自治法上の制度の特徴、期待される効果

職員の派遣	協議会	事務の代替執行
<ul style="list-style-type: none"> 高度な専門性・経験を有する大都市等の消防本部の職員が小規模消防本部における命令等の事務を直接的に支援することが可能。 命令等の責任主体(権限行使の効果の帰属)と同じ主体を実施主体(いずれも各消防本部の消防長等)とした上で、実態上、大都市等の消防本部における専門的知識・経験を活用して命令等を行うことができる。 制度の運用に際して議会の議決が不要であるため迅速な対応が可能。また、一時的な業務量の増加等に対しても柔軟な対応が可能。 研修を通じたノウハウの共有が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 命令等の責任主体(権限行使の効果の帰属)は各消防本部の消防長等とした上で、実態上、協議会が命令等を行うことができる。 協議会で取り決めた共通の基準で統一に違反処理を行うことができる。 制度の運用に際して議会の議決が必要。 協議会を通じたノウハウの共有が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 命令等の責任主体(権限行使の効果の帰属)は各消防本部の消防長等とした上で、実態上、大都市等の消防本部が命令等を行うことができる。 制度の運用に際して議会の議決が必要。

表1-3 想定される課題・留意事項

職員の派遣	協議会	事務の代替執行
<ul style="list-style-type: none"> 派遣職員が派遣先で立入検査や措置命令等の権限を行使する場合は、当該職員を派遣先の消防吏員に併任する等の対応が必要。 ⇒併任時における派遣職員の身分の取扱い等について、協定であらかじめ定めておく等の対応が必要。 大都市等の消防本部においても、増加する予防事務の処理に忙殺されている現状に鑑みれば、近隣消防本部の予防業務を支援する場合、地域の実情等に応じてその内容を限定するなど、制度を有効に機能させるための仕組みとする必要がある。 ⇒通常の予防業務とは異なり特に高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等の事務に限定することが現実的。 多くの場合は大都市等の消防本部による片務的な支援となることが想定されるため、大都市等の消防本部の理解・協力をどう得ていくかが課題。 ⇒既に運用されている「違反是正支援アドバイザー制度」等の活用が有効ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 命令、告発等の違反処理を実施する際は過去の指導経過を踏まえた丁寧な対応が必要となるが、過去の指導の実施主体である管轄消防本部と異なる主体が命令、告発等の違反処理を行う場合、過去の指導内容との間に齟齬が生じないように仕組みが必要。 ⇒命令、告発等の実施に際しては、管轄消防本部の見解や意思を確認する手続きを定めておく等の対応が考えられる。 同左 (協議会において違反処理を行う場合に、通常の予防業務に必要な知識・技術に加え、処分等に係る行政手続きや訴訟対応に関する専門的知識・経験が求められるため、多くの場合は大都市等の消防本部の職員による支援が必要となることが想定される。) 同左 協議会で処理する事務の範囲を、通常の予防業務とは異なり特に高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等に限定したとしても、当該事務は従来から各消防本部において処理されてきたことや協議会運営のための事務が新たに増加することに鑑みれば、協議会を設置することの必要性(期待される効果)についての理解を得るための丁寧な説明が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 (仮に、都道府県において違反処理を代替執行することとした場合、都道府県は消防業務全般に係る実務上の知識・経験を有しないため、多くの場合は大都市等の消防本部の職員による支援が必要となることが想定される。) 同左 管轄消防本部が命令、告発等を実施することはない(命令、告発等が実施されるのは、大都市等の消防本部の代替執行が行われる場合に限られる)との誤った認識を地域住民や防火対象物の関係者に与えないよう留意する必要がある。 ⇒管轄消防本部においても引き続き、必要に応じた命令、告発等の権限行使を行うことについて適切に広報する等の対応が必要。³

Ⅲ. 高度・専門的業務の支援に係る消防庁の取組

1. 違反是正支援アドバイザー制度（図2）

違反是正支援アドバイザー制度は、違反是正に関する高い知識・技術を持つ消防本部を違反是正支援アドバイザー消防本部として位置づけ、その消防本部の職員が、違反是正に関する支援を求める消防本部に違反是正支援アドバイザーとして派遣され、主に個別案件の違反是正に関するアドバイスや研修支援などを行う制度であり、平成22年度から実施している。

消防庁は、違反是正支援アドバイザー消防本部の登録や違反是正支援アドバイザーへの委嘱、違反是正支援アドバイザー消防本部と支援を求める消防本部との派遣調整等を行っている。

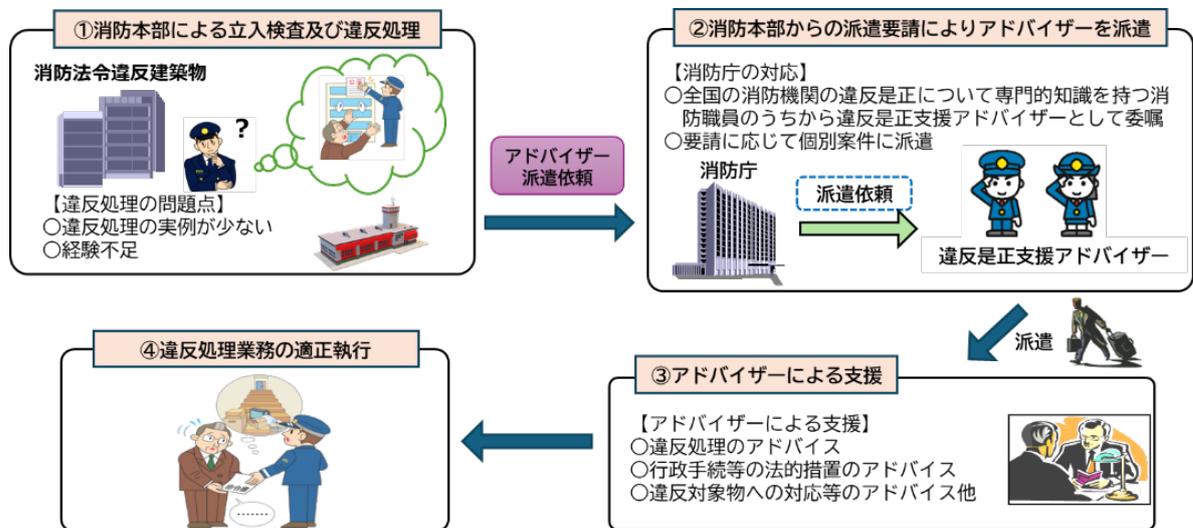


図2 違反是正支援アドバイザー制度の概要図

2. 違反是正の推進に係る実務研修事業（図3）

違反是正の推進に係る実務研修事業は、違反是正に関する技能の習得を目的に消防庁が各消防本部に対し参加を募集し、これに応募した消防本部の職員が、違反是正支援アドバイザー消防本部に派遣され、5日程度の実務を伴う研修を受けるもので、平成25年度から実施している。

消防庁は、各消防本部に対する研修参加の募集、参加する消防本部と研修を実施する違反是正支援アドバイザー消防本部との派遣調整等を行っている。

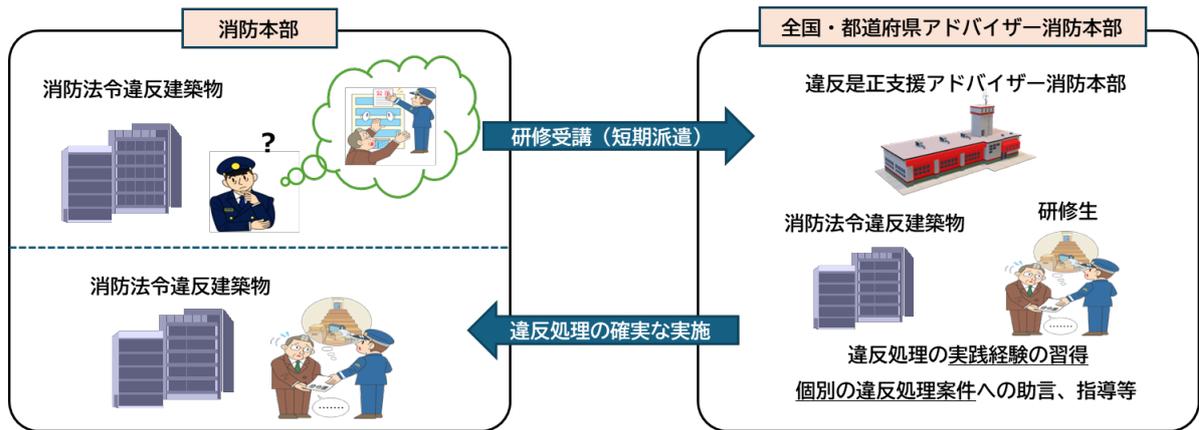


図3 違反是正の推進に係る実務研修事業概要図

3. 違反是正の推進に係る弁護士事業 (図4)

雑居ビル等をはじめとした建物の管理・所有形態の複雑化や、行政措置に対する訴訟への対応等において、消防法令に加えた幅広い高度な法律知識が必要となっていることから、消防本部における違反是正推進のための法的支援を行えるよう、全国9か所に相談弁護士を配置し、メール等により、違反是正に係る法的なアドバイスを受けることができる。平成25年度から実施している。

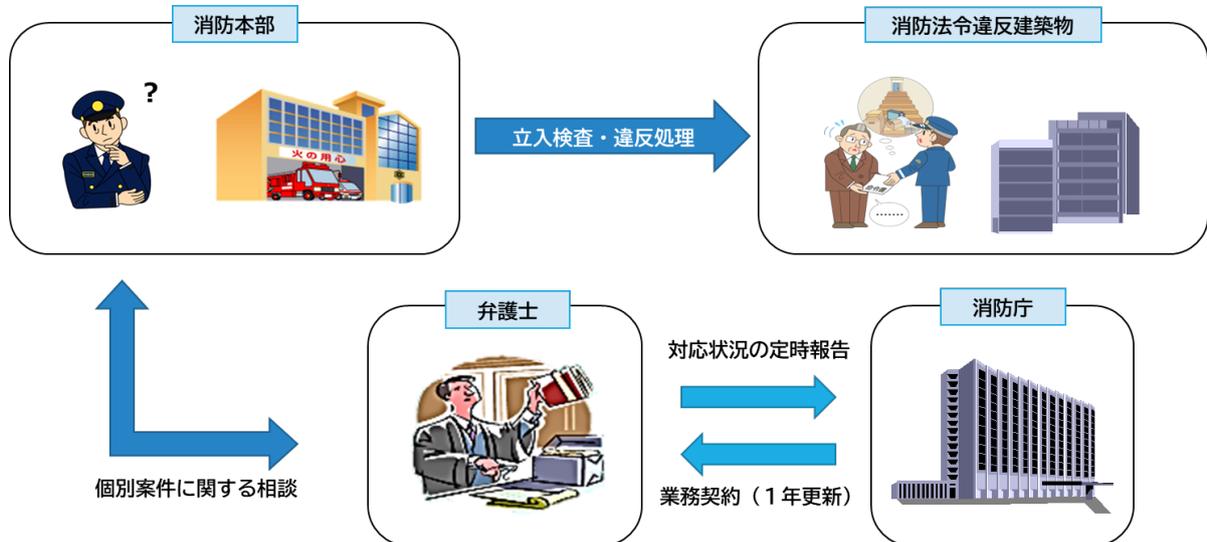


図4 違反是正の推進に係る弁護士事業概要図

4. 火災原因調査に係る取組

(1) 火災原因の長官調査

都道府県知事から求めがあった場合及び特に必要があると認めた場合、消防法第35条の3の2の規定に基づき、消防庁長官が火災原因調査を行っている。

(2) 危険物流出等事故原因の長官調査

火災が発生するおそれがあった危険物流出等の事故で、市町村長等から求めがあった場合、消防法第16条の3の2第4項の規定に基づき、消防庁長官が事故原因調査を行っている。

(3) 消防研究センターによる調査

ア 依頼に基づき実施する調査

消防長等又は市町村長等からの依頼に応じ、火災原因調査又は危険物流出等事故原因調査を行っている。

イ 自主的に実施する調査

前記以外で、消防研究センター所長が必要と認める場合、火災原因調査又は危険物流出等事故原因調査を行っている。

(4) 調査技術会議

各消防本部における様々な製品火災の原因調査及び危険物流出等事故原因調査の事例を発表することを通じ、火災や事故の原因のみならず、火災原因調査及び危険物流出等事故原因調査の進め方や行政反映方策などを共有し、全国消防本部の実務能力の向上を図ることを目的として開催している（全国6都市 各1回）。

5. 危険物規制事務・石油コンビナート等事務に係る取組

(1) 危険物等事故防止ブロック連絡会議

全国の都道府県及び消防機関の横断的な事故防止対策の共有化を目的として、全国6ブロックで都道府県及び消防機関が出席し、消防機関からの現場の声を幅広く把握するとともに、違反処理事例の情報共有を図っている。

(2) 石油コンビナート等事務担当者説明会

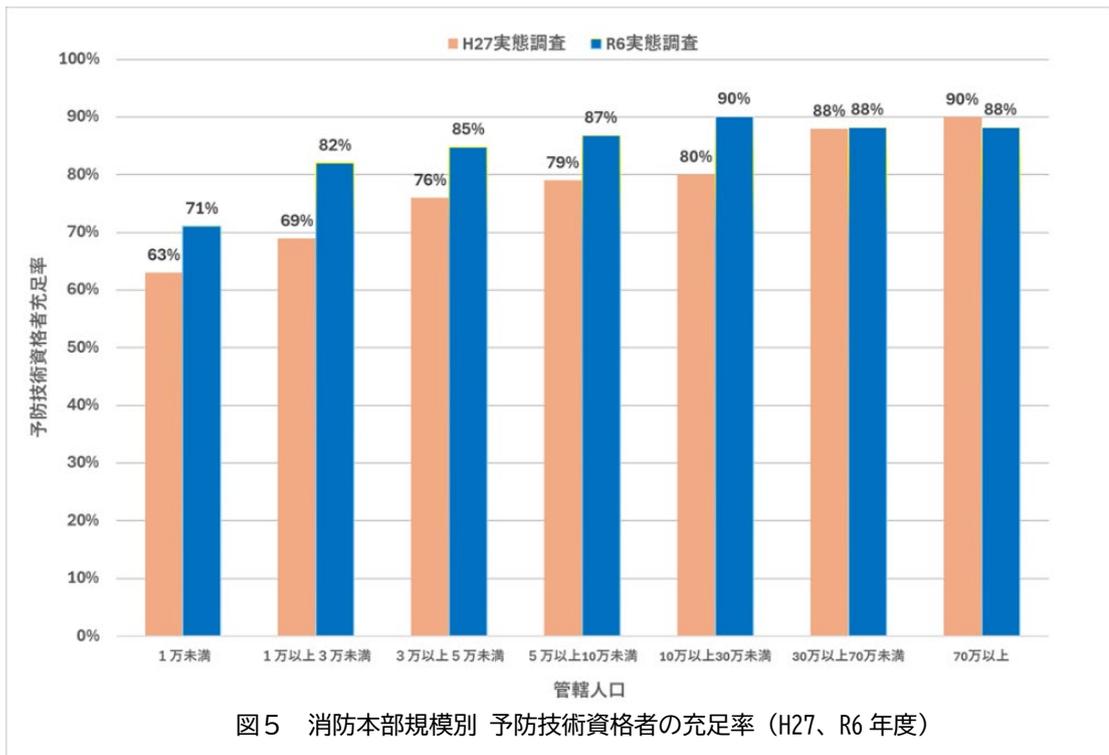
石油コンビナート等特別防災区域を管轄する都道府県や消防本部の事務担当者を対象として、重大事故の概要と対応事例の共有や、関連法令の改正内容の周知、防災体制の強化に向けた情報提供等を行っている（年1回）。

IV. 予防業務における現状

消防本部の規模ごとの予防業務体制の現状を把握するため、データ等に基づく分析を行った。なお、消防本部の規模は、管轄人口を用いて表した。

1 消防本部規模別の予防技術資格者の充足率（過去との比較）

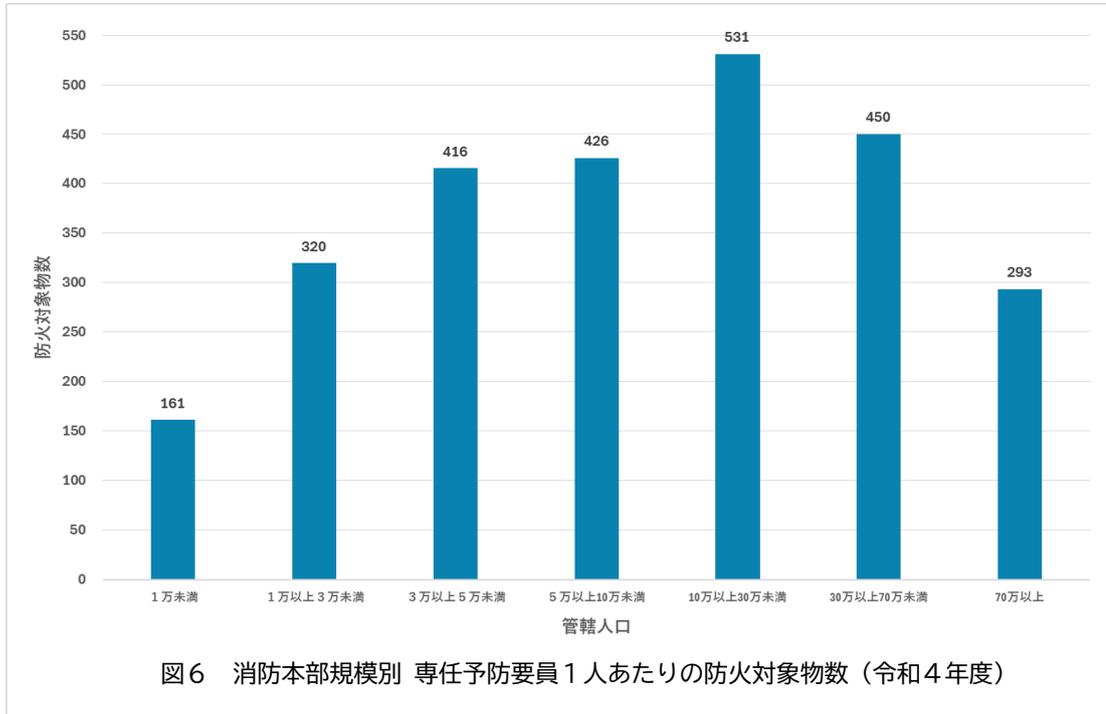
消防本部規模別の予防技術資格者の充足率は図5のとおりである。



- 過去と比較して、小規模な本部ほど予防技術資格者の充足率が低い傾向にあることは変わっていないが、管轄人口30万人以上の大規模な本部においては、充足率が頭打ちとなっている。

2. 消防本部規模別の専任予防要員1人あたりの防火対象物数

消防本部規模別の専任予防要員1人あたりの防火対象物数は図6のとおりである。



- 管轄人口10万以上30万未満の範囲を中心として、専任予防要員1人あたりが抱える防火対象物数が多くなっている。
- 防火対象物数に比例して立入検査・違反処理・届出・相談等の事務負担が増加すると考えられることから、中規模以上の消防本部においても、予防要員に余裕があるわけではないことが読み取れる。

3. 火災調査鑑識機器の保有状況（指定都市・中核市）

指定都市及び中核市での代表的な火災調査鑑識機器の保有状況は表2のとおりである。

表2 火災調査鑑識機器保有状況

	デジタルマイクروسコープ	X線透過装置	X線回折装置	ガス chromatograph	ガス chromatograph 質量分析計	液体 chromatograph	イオン chromatograph	蛍光 X線分析装置	フーリエ変換赤外分光光度計	可視紫外分光光度計	蛍光分光光度計	熱量測定装置 (TG)	示差熱分析装置 (DTA)	示差走査熱量計 (DSC)	示差熱・熱量同時測定装置 (TG-DTA)	粒度分布測定器	実体顕微鏡	電子顕微鏡 (SEM)	一眼レフカメラ	調査用コンパクトデジタルカメラ
札幌市消防局	○	○		○	○				○		○			○	○		○		○	○
仙台市消防局	○	○			○				○										○	○
さいたま市消防局	○	○			○				○						○				○	○
千葉市消防局	○	○			○				○										○	○
東京消防庁	○	○	○	○	○	○		○	○		○			○	○		○	○	○	○
横浜市消防局	○	○		○	○				○					○	○		○		○	○
川崎市消防局	○	○			○				○					○	○				○	○
相模原市消防局	○	○			○														○	○
新潟市消防局	○	○							○										○	○
静岡市消防局	○	○		○	○														○	○
浜松市消防局	○			○													○		○	○
名古屋市消防局	○	○		○					○						○		○			○
京都市消防局	○	○			○				○						○				○	○
大阪市消防局	○	○		○	○									○	○				○	○
堺市消防局	○	○			○														○	○
神戸市消防局	○	○		○	○			○	○						○		○		○	○
岡山市消防局	○	○		○															○	○
広島市消防局	○	○		○					○										○	○
北九州市消防局	○	○			○	○		○	○						○					○
福岡市消防局																			○	○
熊本市消防局	○																○		○	○
中核市での代表的な保有状況	●	▲	×	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	▲	●	●

中核市凡例：● 多くの本部で保有 ▲ 一部の本部で保有 × 保有本部なし

○ 規模が大きい本部は鑑識機器が充実している傾向にある。

4. 消防本部の声から見る予防業務の現状

消防本部からは、予防業務の現状について、以下のような声が上がっている。

- 予防業務に関する知識・スキルは、消防本部間で開きがある。特に小規模消防本部は、少人数のため人事異動などにより組織的に技術を維持することが難しい。また、防火対象物が少なく経験不足になりやすい。
- 予防業務は、消防法令にとどまらず、建築基準法等の広範な法令の知識が必要であり、専門的な人材育成に苦慮している。
- 建築物の大規模化・複雑化が進展し、大規模消防本部においても専門的知見を持つ予防分野の人員が不足している。
- 立入検査や違反処理においては、処分等に係る行政手続きや訴訟対応に関する専門的知識・経験が必要となるが、機会が少なく、組織的に浸透しない。
- 火災原因調査において、火災件数が減少していることから、組織内における技術の伝承が難しい。また、大規模災害時には多数の火災原因調査が発生するうえ、復興時は多くの手続きが集中し業務量が増大する。

V. 予防業務における課題の分析

1. 高度・専門的な予防業務の特徴

本検討の対象とする高度・専門的な知識を要する予防業務を、立入検査、違反処理、消防同意、消防用設備等の検査、危険物施設の許認可、火災原因調査とし、それぞれの法令の規定ぶりから「裁量的な業務」と「羈束的な業務」に分類した。(図7)

- 裁量的な業務とは、消防機関において業務実施を主体的に判断することができる業務である。法律上「・・・することができる」と規定されており、立入検査や違反処理が該当する。
- 羈束的な業務とは申請、届出、火災発生などの外的要因に応じた業務である。法律上「・・・しなければならない」と規定されており、消防同意、消防用設備等の検査、危険物施設の許認可、火災原因調査が該当する。

		：業務発生のタイミング	
裁量的な業務	<p>法律上「・・・することができる」と規定されている。消防機関において実施を主体的に判断することができる業務。</p>	<p>立入検査（法第4条、第16条の5） 建築後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物や事業所、危険物施設等に立ち入り、消防法令に適合しているかどうかを確認し、必要に応じ施設関係者に指導を行う。 	<p>違反処理（法第5条、第17条の4など） 建築後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等により覚知した消防法令違反について、是正指導に応じない建物の関係者等に対して、必要に応じて法的措置（命令・告発・行政執行）やその前段階としての警告を行う業務。 ・消防法令に加え、建築・刑事・行政手続等の関連法令に精通した専門的知識と技術を要するほか、違反調査や関係者との調整に多くの時間と労力を要する。
	羈束的な業務	<p>法律上「・・・しなければならない」と規定されている。申請、届出、火災発生など、外部要因に応じた業務。</p>	<p>消防同意（法第7条） 建築前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請において、設計が消防関係法令等の防火に関する規定に適合しているかを審査し、同意を与える業務。 ・消防用設備等の構造や機能に精通し、建築計画全体に関わる広範な専門的知識と技術を要する。
<p>消防用設備等の検査（法第17条の3の2） 建築前 建築後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設や改修等の工事に伴い届出された消防用設備等について、届出内容の確認と、現地検査を行う業務。 ・技術基準等への適合性を判断するため、設備の構造や機能に関する専門的知識と技術を要する。 		<p>火災原因調査（法第31条） 建築後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生後、火災予防や再発防止等のため出火原因や損害状況、延焼経過等を調査・分析する。 ・火災状況によっては、鑑識機材等による高度な分析を必要とする。 	

図7 主な予防業務の特徴による分類

2. 各検討対象業務の傾向と分析

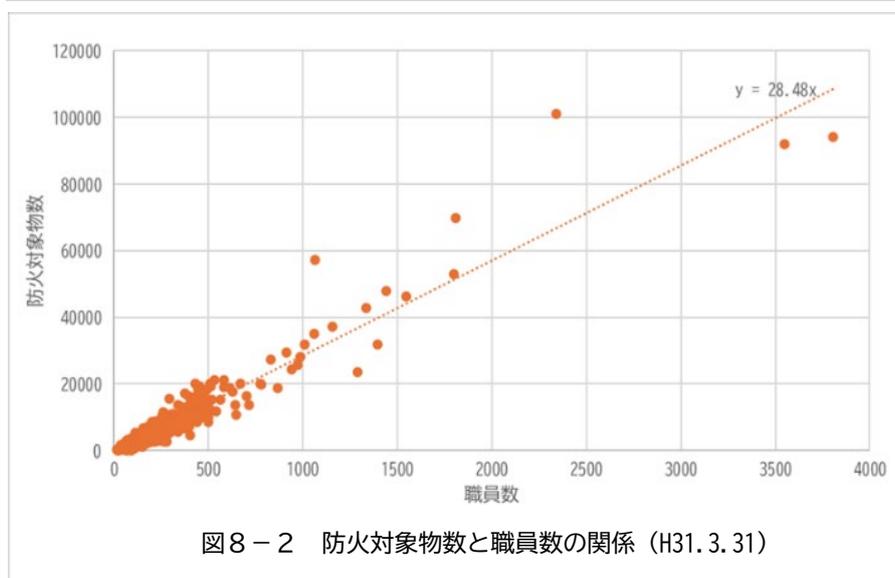
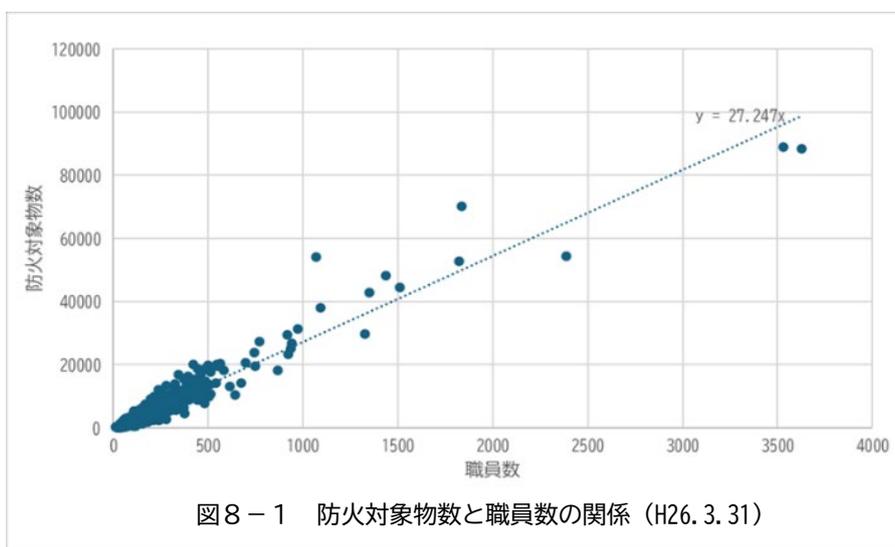
検討対象とする予防業務について、それぞれの特徴と傾向を把握し、内在する課題を抽出するため、各業務の統計データから分析した。

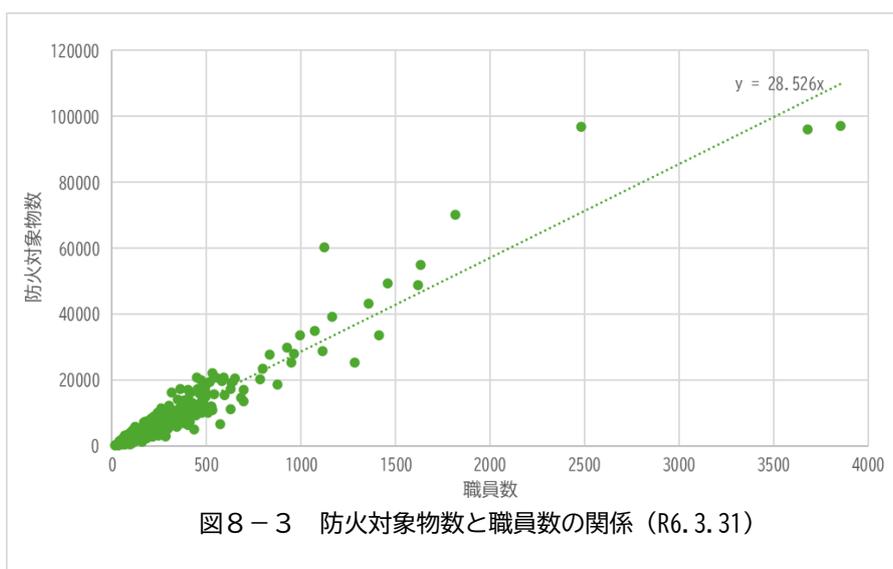
各業務の実績と消防本部の規模との関係を、平成 25 年度末、平成 31 年度末、令和 5 年度末の 5 年おきのデータを収集し、各業務の 10 年間のデータの推移や、業務間の傾向の比較を行い、予防業務全般における課題を抽出した。消防本部の規模は、消防職員数を用いて表した。

なお、東京消防庁については、消防職員数や防火対象物数など数値が他の消防本部に比べはるかに大きく、全国的な傾向を見るうえで数値に大きく影響を及ぼすと考えられるため、この分析から除いている。

(1) 防火対象物数と職員数の関係

防火対象物数と消防職員数の関係は、図 8-1～図 8-3 のとおりである。横軸が職員数で、数値が大きくなるほど規模の大きい消防本部となる。



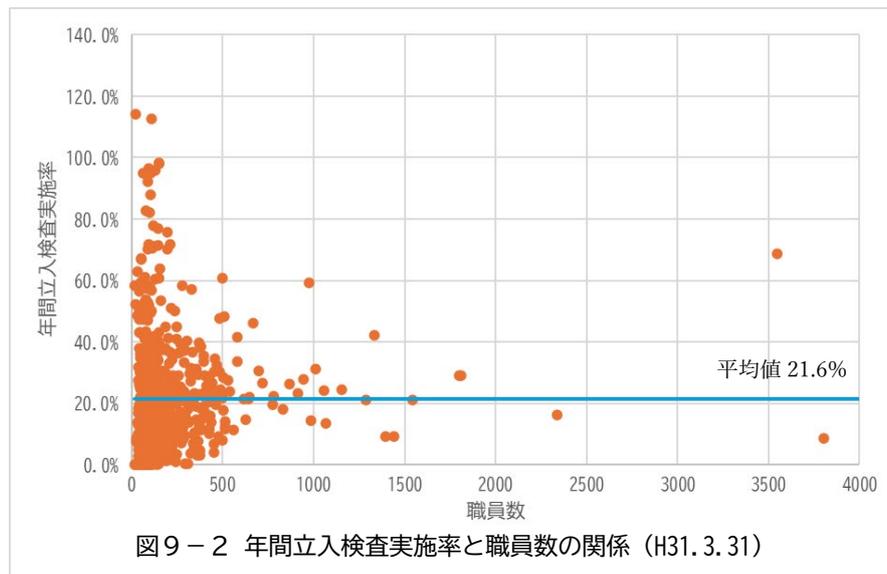
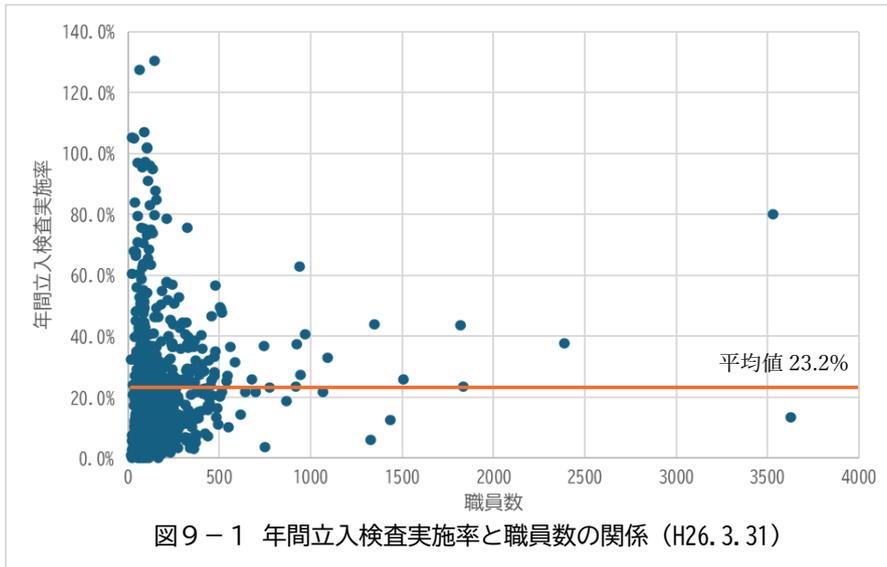


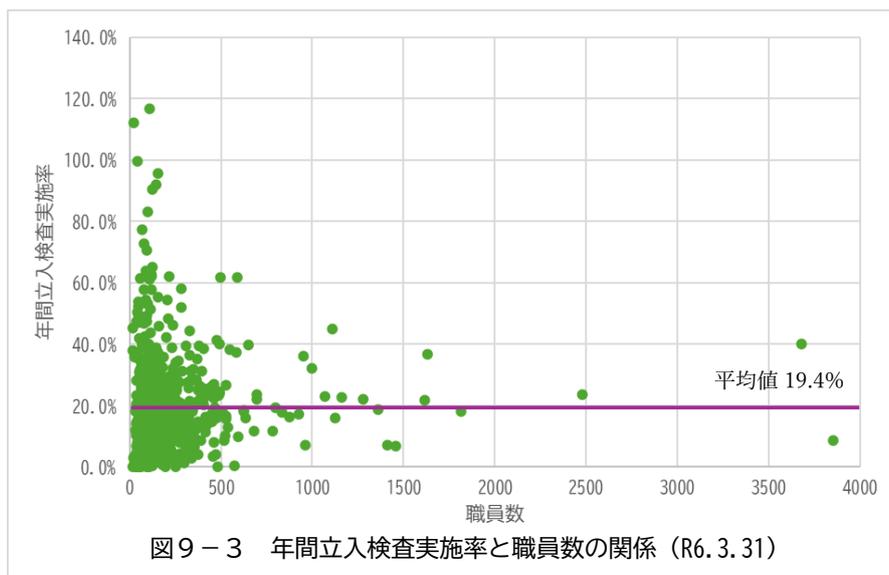
- 消防本部の職員規模と防火対象物数はおおむね比例している。防火対象物数と業務量は一定程度相関関係があると推察されることから、防火対象物に係る予防関連業務量は消防本部の規模に応じて一定であると考えられる。(消防本部の規模により大きな差はない。)
- 防火対象物の合計は、年数の経過とともに増加傾向にある。
- 各図の近似曲線を比較すると、年数の経過とともに傾きが大きくなっており、全国の防火対象物数は増加傾向にある。

(2) 立入検査に関連する業務

ア 年間立入検査実施率と職員数の関係【裁量的な業務】

年間立入検査実施率と職員数の関係は、図9-1～図9-3のとおりである。





- 消防職員数が500人未満の消防本部の数値に、より大きなばらつきが見られる。
- 消防職員数が500人未満の消防本部は平均値（H25：23.2%、H30：21.6%、R5：19.4%）以下の密度が高い。
- 特に規模の小さい消防本部では、消防本部により立入検査の頻度に大きな差がある。

イ 消防本部の規模毎の年間立入検査実施率の推移【裁量的な業務】

図 10 に、消防本部の規模ごとの年間立入検査実施率を年度別に示した。職員数 200 人未満の消防本部を小規模本部、職員数 200 人以上 900 人未満の消防本部を中規模本部、職員数 900 人以上の消防本部を大規模本部としている。

また、図中の表には、消防本部の規模ごとに、1 消防本部あたりの防火対象物数を示している。

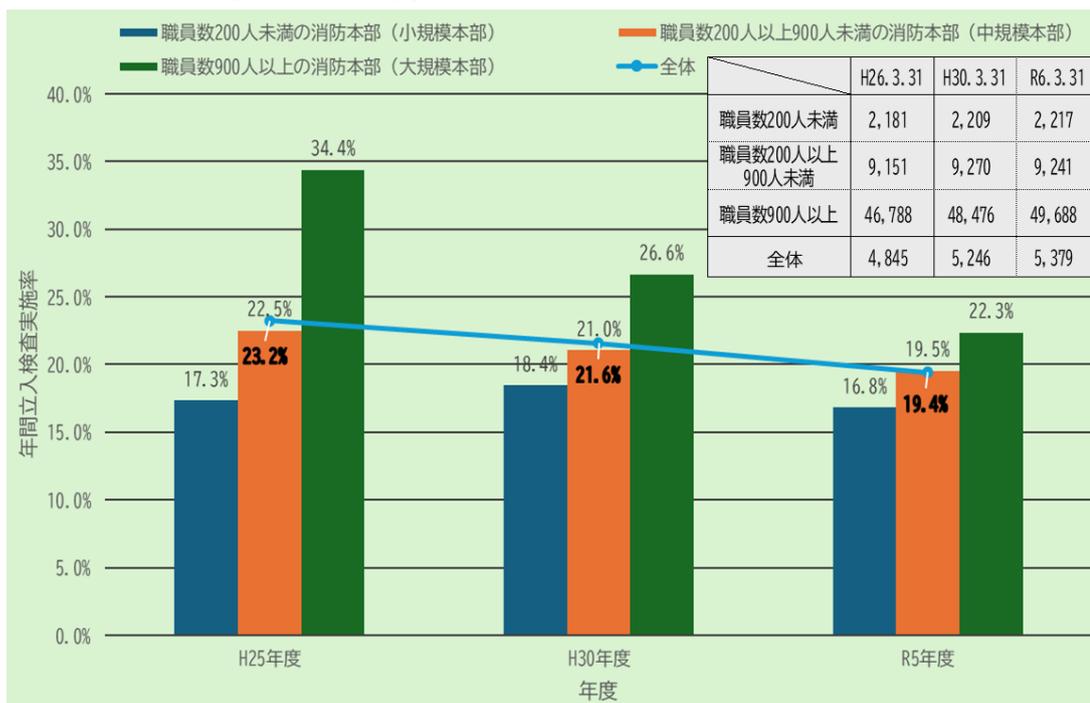


図 10 年間立入検査実施率の推移（消防本部の規模ごと）

- 年数の経過とともに、1 消防本部あたりの防火対象物数（全体）は増加しているが、小規模本部、中規模本部についてはほぼ横ばいで推移しており、大規模本部における数値の増加による影響が大きい。
- 年間の立入検査実施率は、年数の経過とともに数値は低くなっているが、消防本部の規模ごとに見ると、最も減少しているのは大規模本部である。

ウ 令和6年度における消防本部の規模毎の重大な消防法令違反への対応状況【裁量的な業務】

令和6年度における消防本部の規模毎の重大な消防法令違反に係る違反処理状況等を、表3-1及び表3-2に示す。重大な法令違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置もしくは機能に重大な支障がある場合を言い、消防本部の規模については、前イと同様に小規模本部、中規模本部、大規模本部としている。表3-1は、重大な法令違反のある防火対象物数と、是正状況及び違反処理状況の内訳を示している。表3-2は、令和6年度末で重大な法令違反が未是正の状態である防火対象物数と、違反を覚知してから経過した年数ごとの防火対象物数を示している。

表3-1 是正率・違反処理着手率

本部規模	重大違反対象物数	R6年度中の違反是正件数 (違反是正率)	R7.3.31時点の未是正対象物数	違反処理着手件数 (違反処理着手率)
小規模本部	6,151	1,446 (24%)	4,705	244 (5%)
中規模本部	8,205	2,782 (34%)	5,423	549 (10%)
大規模本部	2,424	1,208 (50%)	1,216	143 (12%)

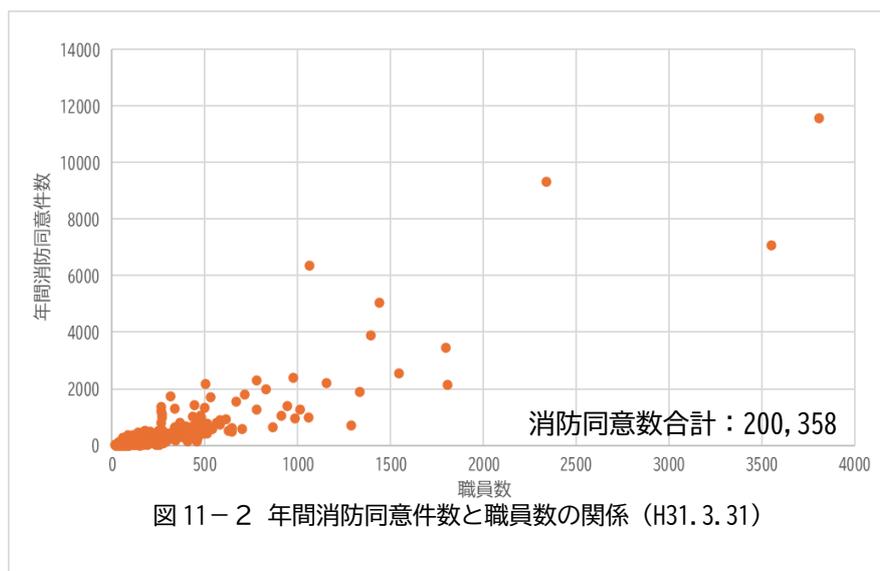
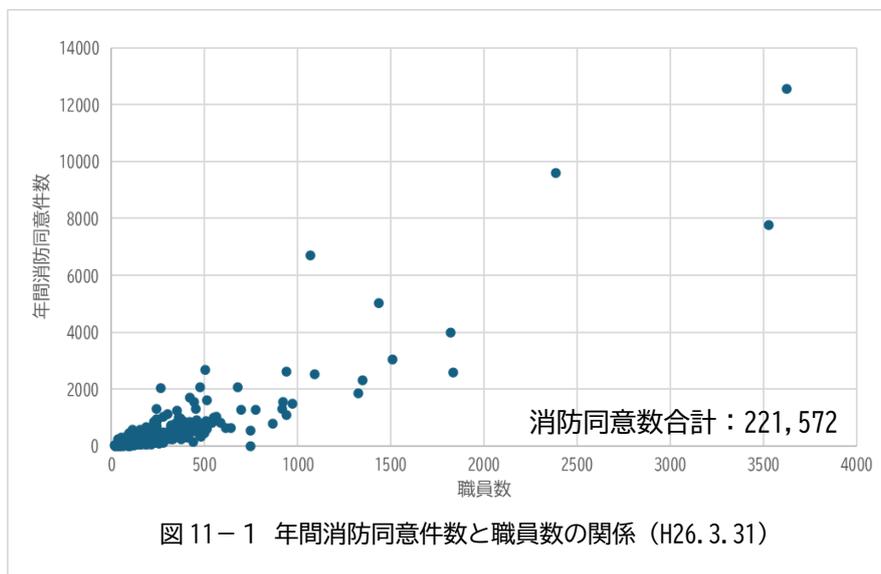
表3-2 未是正違反の覚知後経過年数と件数割合

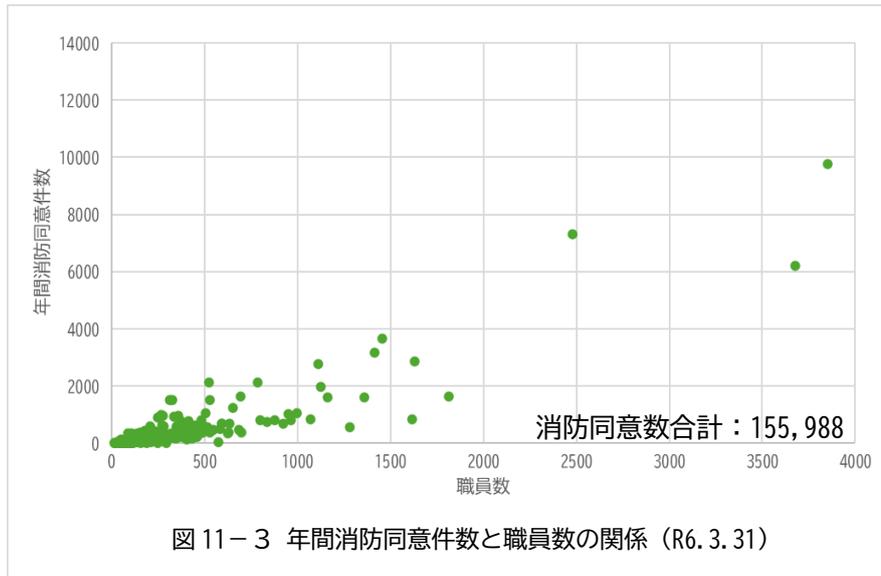
本部規模	R7.3.31時点の未是正対象物数	覚知から経過した年数(割合)	
		覚知から1年以上経過した件数(割合)	覚知から3年以上経過した件数(割合)
小規模本部	4,705	3,931(84%)	3,120(66%)
中規模本部	5,423	4,156(77%)	3,241(60%)
大規模本部	1,216	692(57%)	344(28%)

- 規模の小さい消防本部ほど、違反是正率・違反着手率の割合が低くなっている。(表1-1)
- 規模の小さい消防本部ほど、違反を覚知してから3年以上是正されない件数の割合が大きい。(表1-2)
- 違反処理着手率が低ければ、是正されず積み残しの状態となっていく、立入検査実施数を増加させただけでは長期間是正されない重大違反が増えている可能性がある。
- 技術力の不足から着手が滞り、一層経験機会が不足するといった悪循環となっている可能性がある。

(3) 年間消防同意件数と職員数の関係【羈束的な業務】

年間消防同意件数と職員数の関係は図 11-1～図 11-3 のとおりである。

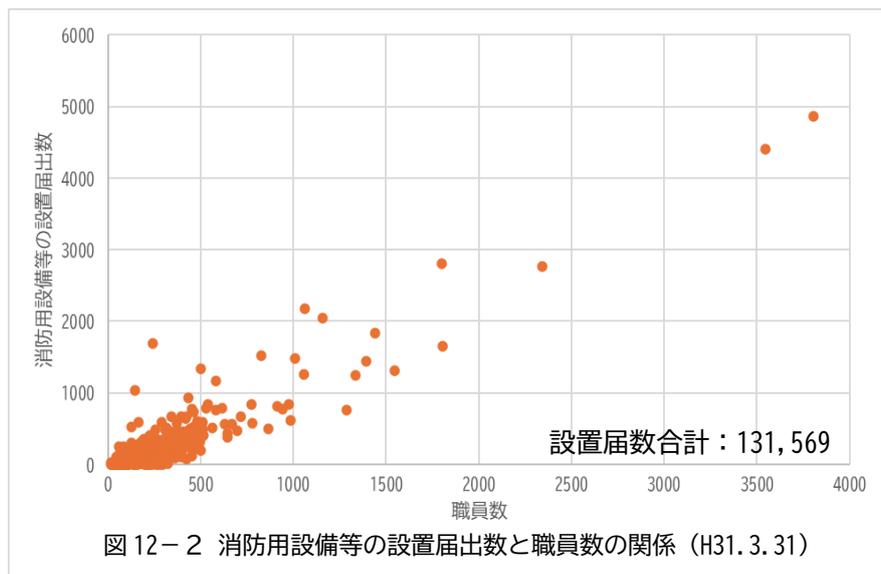
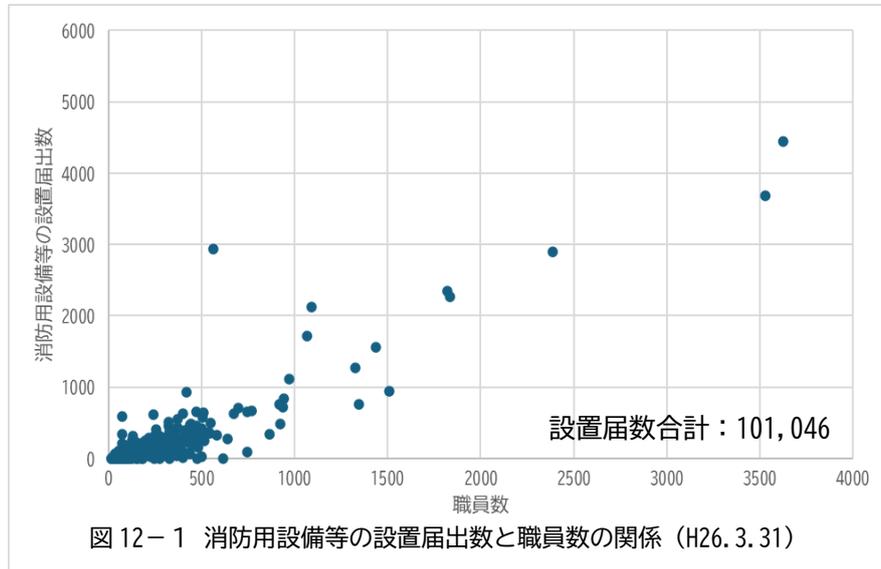


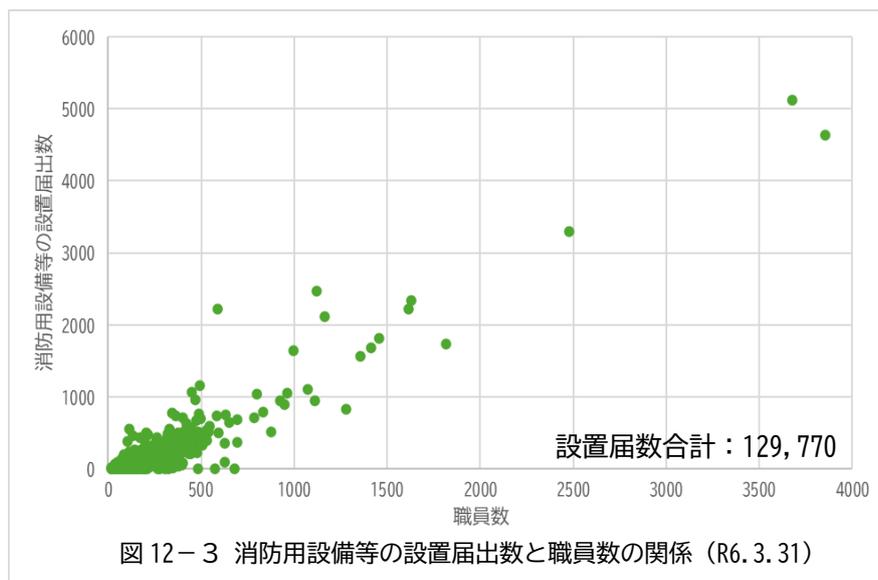


- 各図とも、全体的に消防本部の規模が大きいほど年間消防同意件数は大きくなる傾向はあるが、図 1-1～図 1-3 ほど明確な関係性は認められない。
- 件数のばらつきは認められるが、平成 30 年度から令和 5 年度では設置届出数の合計がわずかに減少しており、また、年によりデータの散布傾向が大きく異なっている様子はなく、消防本部ごとに見ても業務量は増大していないと思われる。

(4) 消防用設備等の設置届出数と職員数の関係【羈束的な業務】

消防用設備等の設置届出数と職員数の関係は図 12-1～図 12-3 のとおりである。

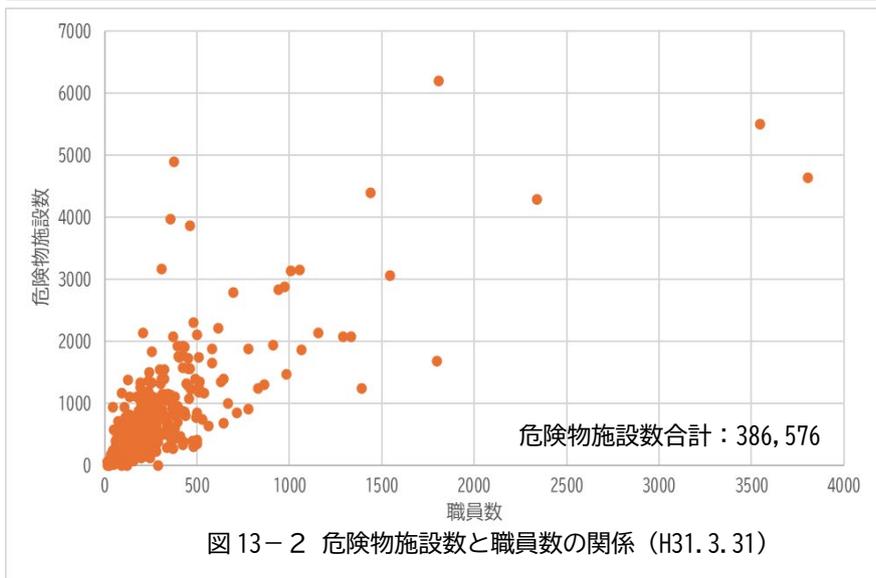
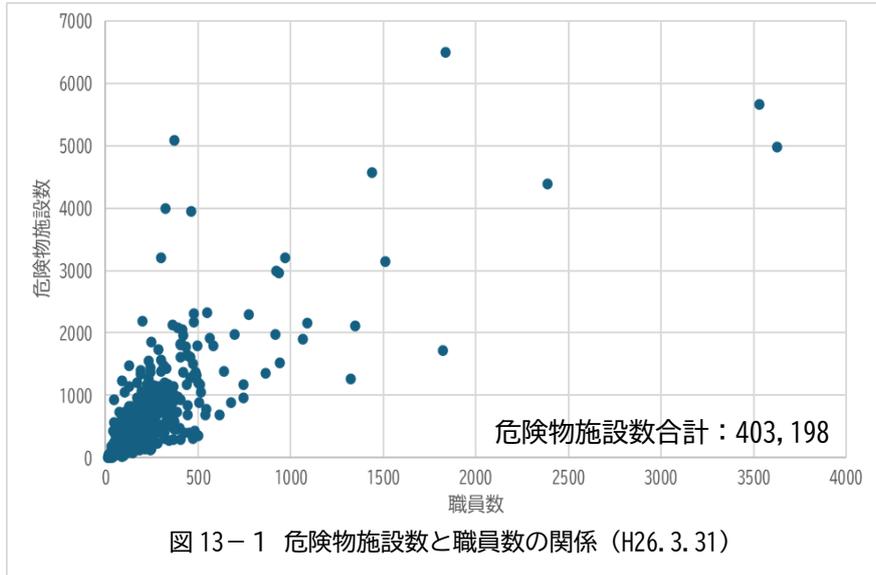


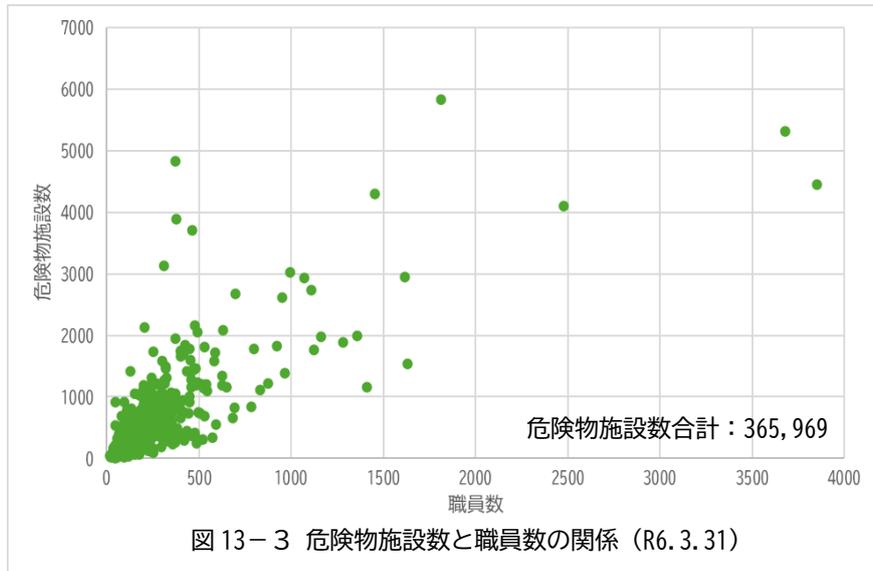


- 各図とも、全体的に消防本部の規模が大きいほど消防用設備等の設置届出数は大きくなる傾向はあるが、図 1-1～図 1-3 ほど明確な関係性は認められない。
- データの分散傾向は、年ごとに大きな変化は認められず、また、全国の消防用設備等の設置届出数の合計は平成 30 年度から令和 5 年度の間で大きな違いはなく（約 1,800 件減少）、消防本部ごとに見ても件数は安定していると思われる。

(5) 危険物施設数と職員数の関係【羈束的な業務】

危険物施設数と職員数の関係は図 13-1～図 13-3 のとおりである。

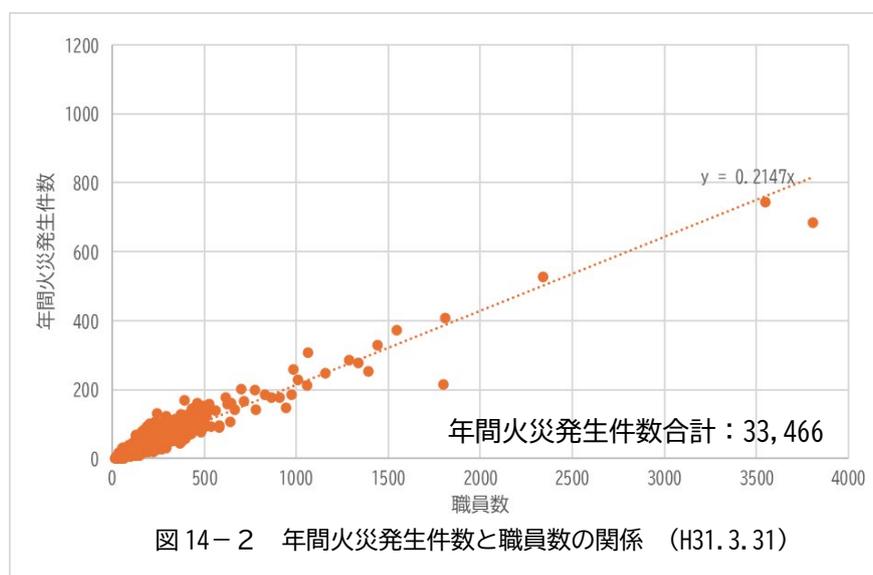
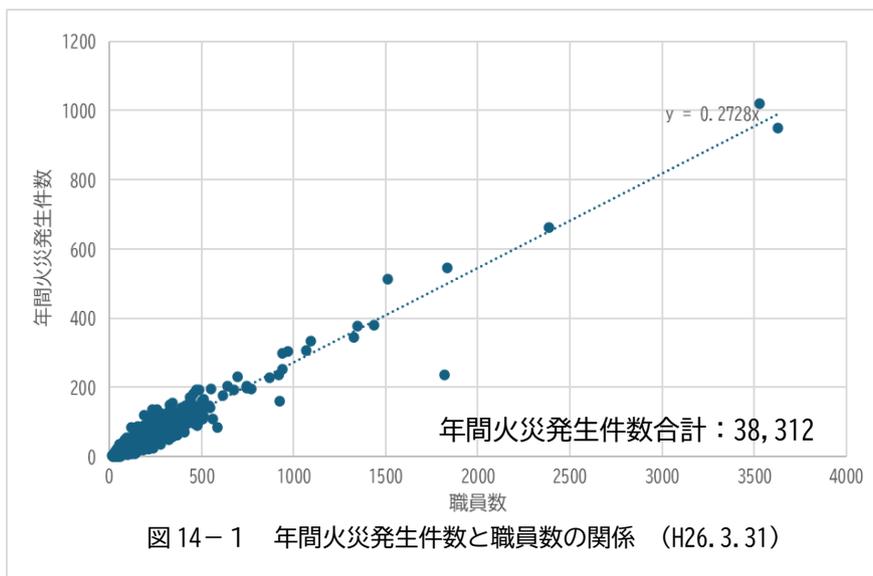


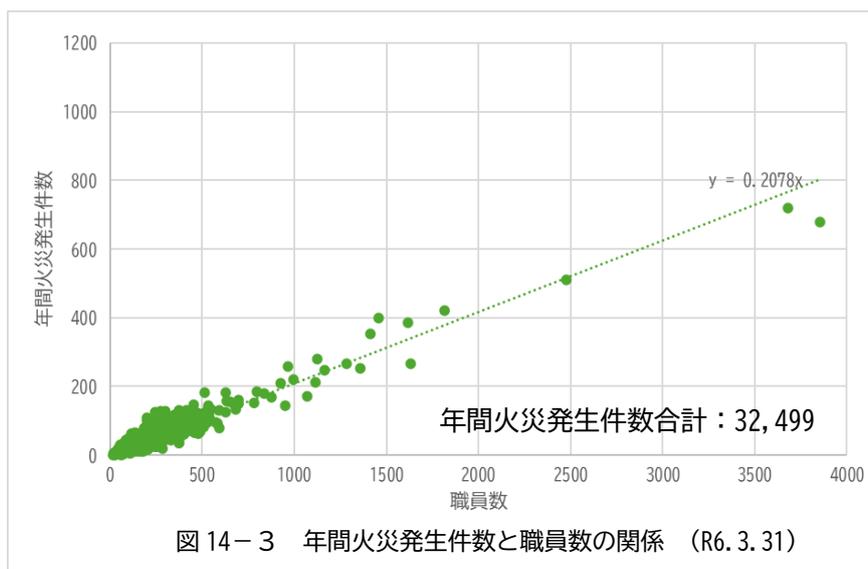


- どの年も、消防本部の規模と危険物施設数に明確な相関関係は見られない。石油コンビナートや工場などの危険物施設数の数は、立地条件や地域特性などに影響されるため、消防本部の規模と施設数には関係性が見られないものと考えられる。
- 危険物施設数は年数の経過とともに減少しており、データの分散傾向に大きな変化はなく、消防本部ごとに見ると年ごとに危険物関係業務が大きく変動していないと考えられる。

(6) 年間火災発生件数と職員数の関係【羈束的な業務】

年間火災発生件数と職員数の関係は図 14-1～14-3 のとおりである。
火災原因調査は、出火原因や焼損面積等により調査書類の作成に係る業務量が左右されるため、一概には言えないが、消防本部間の比較においては一定の関係性を見ることができると考える。





- 各図とも、年間火災発生件数は消防本部の規模におおむね比例しており、火災原因調査の業務量は、消防本部による差はほぼないと考えられる。
- 年間火災発生件数の合計は、年数の経過とともに減少している。
- 防火対象物数の統計データと同様の傾向にあり、防火対象物数と火災件数に一定の関係性があると考えられる。

3. 統計データを踏まえた課題の分析

前2の統計データで見られた傾向から、次のとおり考察した。

- (1) 大規模本部は、防火対象物数の増加傾向が見られるとともに、立入検査実施率の年ごとの低下傾向が顕著であり、立入検査に係る潜在的な量の増加にマンパワーが追いついていないことが考えられる。
- (2) 消防本部により立入検査実施率に格差があり、特に小規模本部はその傾向が顕著であった。小規模本部は、防火対象物数が少ないため、1回の立入検査の立入検査実施率への影響は大きいですが、全国平均値を大きく下回る数値の消防本部も数多く見られ、業務全体における立入検査の優先順位の考え方が、消防本部により差があると考えられる。
- (3) 小規模本部は、重大な法令違反に対する違反是正率、違反処理着手率が低く、違反を覚知してから長期間是正されずに積み残しやすい傾向がある。組織的な違反処理体制の整備不十分により、長期間是正されない法令違反が増加し、それにより職員の技術力不足・経験不足を助長し、さらなる法令違反の増加を生むという悪循環になっていると考えられる。
- (4) 羈束的業務である消防同意、消防用設備等の検査、危険物施設の許認可、火災原因調査については、業務内容が法令に基づく義務であることや、データから明確な業務量の増加傾向は見られず業務量の予測がしやすいことから、人員の配置等を計画しやすいと考えられる。一方で、業務量の減少傾向が認められた業務もあり、今後の人材育成において、特に小規模本部においてはOJTのみでは職員的能力や技術力を維持向上させることは難しいと考えられる。

このように、裁量的業務及び羈束的業務の双方に課題が認められるが、消防本部の判断により業務の執行を調整することができる裁量的業務は、消防本部間で取組に差が生じやすいという特性があり、地域による火災予防指導の浸透度の格差のほか、将来的な消防本部の技術力、人材育成における持続性に対し影響が大きいことから、優先して支援策を講じる必要があると考えられる。

VI. 検討の方向性等

1. 消防庁の取組に関する現状の課題

前Ⅲ. 3のとおり、特に小規模本部における立入検査等の裁量的業務に関する執行体制の整備について、優先的に底上げが必要であると考えられる。

効果的な対応策を検討するにあたり、これまで消防庁で推進してきた広域的な連携の取組に関する現状の課題を整理した。

(1) 従来連携・協力に係る課題

現時点で、広域化や連携・協力体制を構築している消防本部に対し、ヒアリングを行い、予防実務における広域化等のメリット、デメリットのほか、体制の構築に係る課題を把握した。その結果を表4-1と表4-2に示す。

広域化した消防本部からは、メリットとして、人員に多少の余裕ができてスケールメリットによる効果が期待できることが挙げられた。デメリットとしては、予防業務は建築部局をはじめ他の行政機関との関連性の高い業務であるが、広域化することにより管轄市町村が増え関係部局との連携体制が複雑となったことなどが挙げられた。

連携・協力体制を構築している消防本部からは、連携・協力に至った背景として、実務経験が積みにくい状況の打開策であることのほか、警防、救急などの他の業務の連携に合わせて予防業務についても体制構築を図ったとの声が聞かれた。過去に広域化を断念した消防本部も見られた。断念した理由としては、消防業務全般に係る組織間の体制整備の困難性が挙げられた。令和7年4月1日現在、予防分野において都道府県が定める連携・協力実施計画に基づいて連携・協力を実施している事例は全国で6グループに留まっており、広域化ほど調整の難しさはないものの、連携・協力を希望する小規模本部による依頼先消防本部への企画提案に係る心理的ハードルなどから、属人的なつながりに依存していることも課題として考えられるところである。

連携・協力の効果としては、消防本部ごとの技術レベルが平準化されてきたことや、より実務的な内容について情報交換がしやすくなったなどの声が聞かれた。課題としては、大規模本部の負担が大きいことや、命令などの法令上の権限を行使するうえで制約があること、消防本部ごとに指導基準が異なることなどが挙げられた。しかし、課題はあるものの、連携・協力体制の構築に係る充実した仕組みが整備されればメリットが大きくなるとの意見が多かった。

表4-1 ヒアリング結果（広域化している消防本部）

	A本部	B本部
広域化に至った背景・動機	広域化から年数が経過しており、背景・動機は不明	<u>人員配置のスリム化</u> を見込んで広域化に踏み込んだ。
広域化後のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>1本部単独では人材育成や知識・技術の習得が課題</u>になると思われるため、<u>スケールメリットを活かして適材・適所の人材を育成し</u>やすい。 ➢ 地元では相手方が知り合いであると違反処理を踏みとどまってしまうこともあるが、地元ではない職員が関わることにより指導がし易くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人員に多少の余裕ができた。 ➢ 人員及び予算の確保により他行政への派遣が可能となり、人材育成の機会が増えた。
広域化後のデメリット・課題	<u>管轄市町村が複数となるため、建築部局をはじめ他部局との連携体制が複雑</u> になった。	人員の配置について、広域化により若干の余裕ができたとはいえ、 <u>管轄する範囲も増加したため、いまだ十分とは言えない状況</u> である。
連携・協力をを行う上で想定される課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 違反処理については、積極的に実施していたところは事案が増えることで知識・技術習得の機会が増加するが、管内においてそのレベルに偏りが出るのが懸念される。 ➢ 火災調査で使用する鑑識機器をどのように整備・維持していくかが今後の課題。 	意見なし。
今後の予定・展望・要望	予防業務では、他本部と合同で研修を実施する程度に留まっているが、実務の処理や他管内での権限行使など更なる連携・協力も視野には入れている。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>鑑識機器が充実しているような大規模本部と広域化や連携・協力を</u>行うことで、より高度な火災調査が実施できると思う。また、大規模な本部は知識・技術が豊富であると思われるため、共同で火災調査を行うことが人材育成にも繋がる。 ➢ 国の支援としてセンター調査もあるが、すべての要請に応じてもらえるわけではないため、支援体制を強化できないか。

表4-2 ヒアリング結果（連携・協力を実施している消防本部）

	C本部	D本部	E・F・G本部	H・I・J本部
方式	申し合わせ	消防相互応援協定		連携協約
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 出火原因が複雑多様化する中、分析機器を活用した鑑識支援・現場調査の応援を連携・協力する制度を構築。 火災件数が減少する中、業務経験が積みこくなくなっている課題を解決すべく、職員の火災調査レベル維持・向上を目的に、各本部が実施する研修・現場調査・鑑識に参加することができる制度を構築。 	<p>指令システムの更新時期が近付いたため、前倒しして共同運用化に踏み切った。これにあわせて予防・警防・救急の3つの連携・協力を推進することとなった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 過去に広域化を検討したが断念。 予防業務は専門性が高いことから、広域化を検討していた本部と相互応援協定を締結し、連携・協力している。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町村において連携協約を締結していた。 訓練施設の整備を契機に、連携協約の枠組みの中で警防面だけでなく、予防面でも連携・協力することとなった。
連携・協力の内容	<ul style="list-style-type: none"> 火災調査相互協力に関する申し合わせにより①稀な設備の設置検査等を火災調査に必要な物件の鑑識等、②鑑識以外の調査に必要な業務を連携・協力して行っている。 経験不足を相互に補うため、相互研修体制についても申し合わせしている。 	<p>補助し合うことで、経験を共有する形での連携。立入検査や違反処理、火災調査においては管轄外での権限の行使が障壁となっており、実例はなし。</p>	<p>違反処理・特殊な防火対象物の完成検査を連携・協力する「高度査察隊」を組織。（各本部から人員を出して編成）</p>	<p>予防業務の研修を合同で行った。現状の実績としてはこの研修1回のみ。連携協約を締結しても管轄をまたいでの権限執行はできないと考えており、共同で立入検査を行う道筋は見えていないものの、それが効果的であるなら検討はしていきたい。</p>
効果	<ul style="list-style-type: none"> 組織全体が今後の火災調査業務について考える機会となった。 これまで属人的な「繋がり」で実施していた合同鑑識について、「業務」として制度化することで、職員の身分を明確化。組織全体のレベル維持・向上に繋がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に意見交換ができるようになり、顔の見える関係性が構築された。 予防面での指導基準は異なっているが、レベルが平準化されてきたと実感している。 	<p>相互に顔の見える関係が構築され、スムーズな連携に繋がっている。会議の場等では発言しにくい実務的な内容を気軽に情報交換できるようになった。現場目線の情報交換が気軽にできることは大きなメリットであると考えている。</p>	<p>現状は大きな効果を実感していない（R7年度から連携・協力を実施）</p>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 鑑識・分析機器を取扱うことができる職員の確保、機材の維持管理に係る予算確保等、持続性に課題がある。 大規模本部にとってはメリットを見出すことが困難。 	<p>現状は連携・協力に関する事務負担がメリットを上回る状態。メリットが育成面に限られているため、連携・協力をさらに推進していきたいが、権限行使など障壁があることに加え、メリットを見出すことに課題がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 案件数が少ないため、実績が蓄積しづらく、担当者が変われば連携・協力への理解や関心が薄れるなど、関係の継続性に課題がある。 各本部で指導基準が異なるため、指導漏れ等が発生するリスクがあるため、指導基準の平準化が必要。 	<p>指導基準などが異なっても市民や業者にとって管轄は関係ないため、地域で異なるようなものではなく、足並みをそろえてルールづくりが必要。</p>
展望・要望	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な火災調査業務や職員のレベル維持・向上のためには、火災調査業務は広域的に連携して実施することが最善。特に、鑑識機材等は単独本部での整備に限界があるため、共同で行うことで安定して維持できる体制の構築が必要。 長期的な研修受け入れをすることで、業務を担ってもらいながらの研修となれば大規模本部にもメリットがある。 	<p>大規模な本部と連携・協力ができれば、より大きいメリットが享受できると感じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に連絡相談できる関係性を構築できたことが一番重要なメリットであるため、今後もお互いにとってメリットがある関係性を維持していきたい。 現行の国の支援体制で一定程度担保されているとは感じるが、より大規模な本部と連携・協力できる体制を構築してもらえばよりメリットが大きいと感じる。ただし、現状の体制が安定しているため、相応のメリットがなければ連携・協力を進めることが困難である。 	<p>連携・協力を推進するには、何かしらのメリットが必要。予防業務についても、財政支援を充実させてほしい。</p>

ヒアリングの結果から、従来からの連携・協力における課題を次のように整理した（図 15）。

- 属人的な繋がりに依存するなど連携・協力が進まない。
- 主に大規模本部にとって負担が片務的となる傾向にある。
- 法令上の権限を行使するうえで制約がある。
- 消防本部ごとに指導基準が異なる。

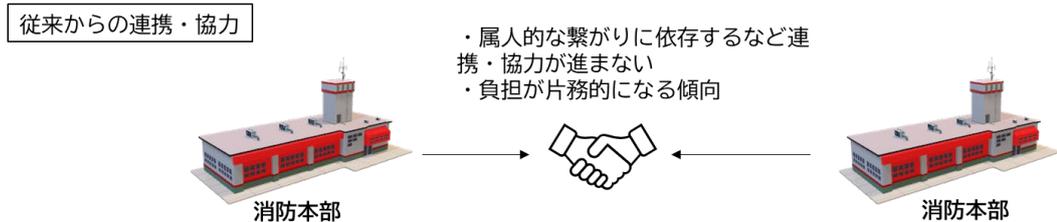


図 15 従来の連携・協力体制

(2) 現状の消防庁の支援事業に係る課題

裁量的業務である立入検査及び違反処理業務に対する支援事業として消防庁で取り組んでいる「違反是正支援アドバイザー制度」と「違反是正の推進に係る実務研修事業」については、これまで一定の成果を挙げてきたところであるが、消防本部から挙げられた課題を次のように整理した。

- 小規模消防本部における実務機会の少なさによる経験不足という問題については、現行の取り組みは十分とは言えない。
- 大規模消防本部において、違反是正支援アドバイザーの派遣による人員減や実務研修の受け入れに係る業務が負担となっている。
- 現行の取り組みは、技術的な支援が主であり、小規模消防本部における違反処理に係る業務執行体制の整備の困難性という課題に対しては、依然として課題が残っている。

主として、個別案件への対応や短期間の研修であることが背景にあると考えられる。

2. 消防本部の取組事例

効果的な対応策の検討にあたって参考となる、消防本部の取組事例を調査した結果、消防本部間で技術力の共有を図った事例を確認した。表 5-1 は、小規模本部の職員が大規模本部に長期間派遣された事例で、表 5-2 は、大規模本部の職員が小規模本部に長期間派遣された事例である。

小規模本部から大規模本部への派遣では、長期間の OJT を通じて小規模本部の職員が大規模本部の業務を行うことで、前(2)で課題として挙げられた大規模本部の負担軽減に繋がっている。

大規模本部から小規模本部への派遣では、1 度に複数の職員にノウハウを伝達することができたほか、派遣先消防本部の内規の改正が派遣期間中に行

われるなど、大規模本部の業務執行体制やマネジメント手法などが小規模本部全体に素早く浸透した。

表 5 - 1 職員長期派遣の事例（小規模本部から大規模本部への派遣）

派遣先消防本部	消防本部A(政令市)
派遣元消防本部	消防本部B
派遣期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで(2年間)
派遣の方針	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部Aと消防本部Bの間で協定書を取り交わし、消防本部Aが消防本部Bから研修員を受入 研修員は、消防本部Aと消防本部Bの身分を併任 給与は消防本部Bが負担(時間外手当を除く)
派遣先での業務等	<ul style="list-style-type: none"> 本部にて査察制度に関する業務及び防火管理に関する業務を担当
派遣の成果	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先消防本部Aでの実務を基に、派遣元消防本部Bにおいて内部規程や運用を改正することで業務効率が向上した。 派遣先消防本部において習得した違反是正に係る知識・経験を基に、派遣元消防本部Bにおいて職員の育成を充実させることができた。 派遣の経験から派遣元消防本部におけるマネジメントを強化することにより、重大な消防法令違反が大きく減少した。 派遣終了後も消防本部間で連携を図ることができ、業務相談や情報交換が円滑に行われるようになった。

表 5 - 2 職員長期派遣の事例（大規模本部から小規模本部への派遣）

派遣先消防本部	消防本部C
派遣元消防本部	消防本部D(政令市)
派遣期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
派遣の方針	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部Cと消防本部Dとの間で協定書を取り交わし、消防本部Dから消防本部Cへ係長職の職員を派遣 派遣された職員は、消防本部Cと消防本部Dの身分を併任 給与は消防本部Dが負担 ※ 消防本部CとDの間で双方に人事交流を実施
派遣先での業務等	<ul style="list-style-type: none"> 本部にて違反是正の推進を担当する係長として重大違反に対する違反処理や違反公表制度の創設に係る業務を担当
派遣の成果	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先消防本部に組織の違反是正体制を根付かせることができた。 派遣元消防本部でのノウハウを活かし、マネジメントを徹底することで派遣先消防本部の重大違反対象物を大幅に減少させた。 違反是正の実務が効率的かつ効果的に行うことが出来るよう、派遣先消防本部の査察に関する規程の見直しを行った。

3. 新たな仕組みの検討

V.3 で考察した課題をあらためて次に示す。

- ① マンパワー不足などの業務執行体制の不十分さ
- ② 特に小規模本部における立入検査、違反処理業務にかける比重の低さ
- ③ 特に小規模本部における経験値不足・技術力不足

これまで消防庁では①に対しては広域化、連携・協力により、②及び③については違反是正支援アドバイザー制度等の支援事業により、それぞれ取り組んできたが、以下のような課題が明らかとなった。

- 個別案件や短期研修では技術の定着に限界がある。
- 大規模本部（支援）側の負担が大きい。
- 連携・協力が属人的なつながりに依存し、十分に広がっていない。
- 小規模本部では業務執行体制そのものを整備することは難しい。

これらを踏まえ、従来の仕組みを補完しつつ、より実効性の高い新たな連携・協力に関する新たな仕組みとして、次の方向性により検討することが適当と考えられる。

ア より円滑に連携・協力体制が構築できるような仕組み

消防庁が、消防本部間の橋渡し役となり、連携・協力に関する助言等を行うなど消防本部の心理的・事務的ハードルを軽減する。従来の属人的な関係ではなく、制度として円滑な連携・協力体制が構築できる環境を整える。

イ 統計データに基づく合理的なマッチング

各消防本部の予防業務のデータ（立入検査実績、違反是正率、火災原因調査件数など）を活用し、課題の類似性や補完関係に基づき、効果的な組み合わせでマッチングさせる。これにより、課題に基づくより効果的な連携・協力が可能となる。

ウ OJT を中心とした長期派遣による技術力の底上げ

小規模本部から大規模本部に職員を長期間派遣し、OJT による実務を通じて技術力を高める仕組みを制度化する。これにより、小規模本部の職員の経験値・技術レベルの向上と、大規模本部における業務実績向上の双方に資することが期待される。

ア～ウを踏まえ、新たな連携・協力の仕組みを検討した（図 16）。

これまでと異なり、消防庁が消防本部間の橋渡し役となり、長期間の職員の派遣を推進するものであり、消防庁が統計データに基づき、一定の条件に該当する消防本部に働きかけをするなど、より効果の高いマッチングを行うことができる。また、長期間の派遣により、派遣者の技術力の向上はもとより、主に受入側消防本部として想定される大規模消防本部におけるマンパワ

一不足の支援対策の一つにもなり得る。大規模本部、小規模本部ともメリットがあり、全国の子防業務レベルのさらなる高度化と平準化が期待できると考えられる。

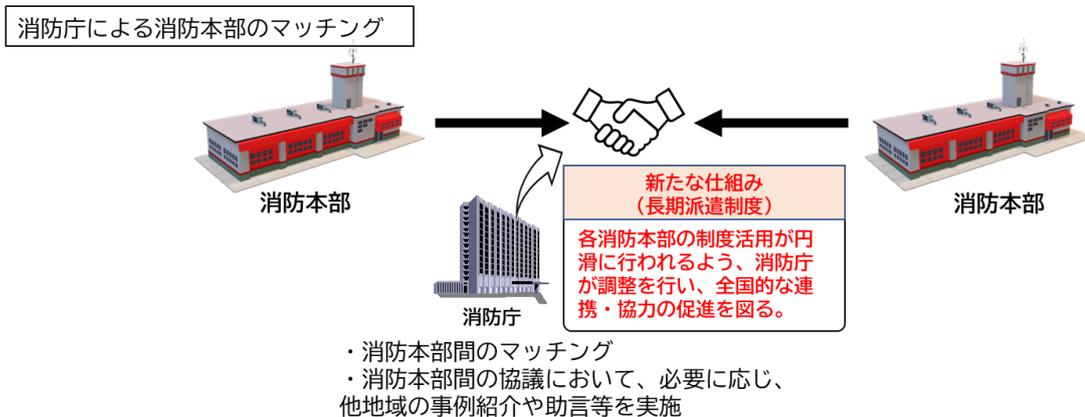


図 16 新たな仕組みのイメージ

4. 今後の検討課題

新たな連携・協力の仕組みを実効性あるものとするため、各消防本部の実情や負担に配慮した柔軟な制度設計が必要である。特に長期派遣による人材育成を実現するためには、派遣期間、派遣元消防本部と受入先消防本部の双方の人的負担や財政負担の調整、指導体制の整備等について、詳細な検討を進める必要がある。

また、裁量的業務においては消防本部ごとに業務の優先度判断に差が見られ、立入検査や違反処理の実施状況に差が生じているため、全国共通の指針・指標を策定する必要性も高い。

この指針・指標は全国的な業務水準の平準化を目的とするだけでなく、各消防本部が自らの取り組み状況を客観的に確認し、必要に応じて連携・協力の制度を活用する契機の1つとなることが期待される。全国標準と比較することで、連携・協力の必要性を主体的に判断できる環境を整えることができる。

指針・指標の策定にあたっては、防火対象物の用途・構造・規模による火災リスクについて、多様かつ複合的に考慮する必要があるため、今後、専門的知見を踏まえた詳細な検討を進めることとする。

なお、新たな連携・協力の仕組みについては、裁量的業務だけでなく羈束的業務についても取り入れることが有効と考えられるため、裁量的業務における効果を踏まえ、将来的に制度拡充を進めていくことが重要である。